

平成20年11月4日

耐火構造の間仕切壁の設計・施工に携わる皆様へのお知らせ

平成20年11月4日付けの国土交通省の通知により、弊社耐火間仕切構造（商品名：どっちも耐火60E）の大臣認定FP060NP-0021が取り消しになりました。皆様への詳細なご報告とお願いならびにご注意を以下に申し上げます。

1. 当該構造の内容

構造商品名：どっちも耐火60E

繊維混入けい酸カルシウム板(6mm他)+石膏ボード(12.5mm他)を両面張りとし、建築用鋼製下地材(JIS規格品、厚さ0.6mm以上、幅65mm以上)を使用した1時間耐火構造の間仕切壁(非耐力壁)

2. 取り消しに至った経緯

昨年11月以降の経緯から述べますと、「どっちも耐火60E」につきましては、昨年10月30日に類似構造である他社の「繊維混入けい酸カルシウム板(6mm他)+石膏ボード(12.5mm他)で構成する乾式耐火間仕切壁 1時間耐火」が認定取り消しを受けた際、市場での混乱を避けるため、昨年11月1日より、皆様には次のようなお願いをし、当該構造の販売を自粛してまいりました。

- ①「どっちも耐火60E」の新規物件の受注はお控え願うこと。
- ②但し、出荷中ないしはすでに設計に織り込まれている物件については、その完了まで納入させて頂くこと。
- ③自主検査を早急に行い、その結果を開示すること。

自主検査は、昨年11月に当社技術開発研究所において、耐火性能の確認試験を実施しました。当該構造には、認定仕様内での材料の組み合わせにより複数の施工仕様が可能となりますので、この確認試験では、実際に多くの物件で採用されていると思われる施工仕様で性能の確認を行いました。結果は、耐火性能の判定基準を満たしており、昨年12月6日に情報開示し、皆様にもお知らせしたとおり、耐火性能は確保されていると判断いたしました。

ただし、余裕のある結果ではなかったため、昨年12月6日付けでホームページに掲載しました「防耐火構造の間仕切壁の設計・施工に携わる皆様へのお知らせ」でご報告しましたとおり、当社の「繊維混入けい酸カルシウム板と石膏ボードを使用する1時間耐火構造の間仕切壁」は、より高い安全を保証するため、「どっちも耐火60E」に代えて、他の仕様に切り替えることをお願いしてまいりました。

このような経緯の中、今般、国土交通省のサンプル調査において、指定性能評価機関で1時間耐火性能確認試験が実施された結果、判定基準を満たすことができず、認定取り消しとなった次第です。このサンプル調査の施工仕様は、当該認定の施工仕様の中で、防火上最も弱点が多い施工仕様で実施されたものであり、上記自主検査の仕様とは異なります。

当該構造には、被覆材（繊維混入けい酸カルシウム板と石膏ボード）の組み合わせ、被覆材の縦張りとは横張り、下地間隔の違い等により、複数の施工仕様があります。

複数の仕様がある場合には、認定取得時に、その仕様の中で防火上最も弱点が多い仕様で受験することにより、それ以上の複数の仕様が許容されています。当該認定も同様であり、今般のサンプル調査においても、認定取得時と同様、最も弱点が多い仕様で検査されたものです。

3. 原因の推定

原因の究明につきましては、現在、技術開発研究所等で詳細を調査しておりますが、現時点で考えられる原因の推定を以下に申し述べます。

当該構造は、当社製品である繊維混入けい酸カルシウム板の他に、石膏ボード、下地材、留め付け金具等の組み合わせで構成されており、これらの構成要素を含めて性能を確保する必要があります。構成されるいずれの材料にも性状のバラツキがあると考えられ、現在の当該構造の性能には、これらの変動幅を吸収できるだけの余裕がなかったものと考えられます。

なお、当社製品である繊維混入けい酸カルシウム板（商品名ハイラック）は、J I S A 5 4 3 0 の品質および不燃材料として「認定番号 NM-8578,NM-8576,NM-9029(旧第1061号,第1001号,第1838号)」の性能を満足することを、技術開発研究所における不燃性能試験で確認しています。

4. 再発防止について

今回の事態を重く受け止め、認定後の性能確認システムを確立し、より厳密にチェックする体制を強化します。

5. 今後の対応について

今般の認定取り消しにより、国土交通省より、当該大臣認定を使用している建築物の特定および当該建築物について建築基準法の基準への適合性の確認を行い、不適合のものについて改修等の必要な対策を講じるよう指示を受けています。

現在、国土交通省の指導のもと、改善計画を立案し推進中です。改善計画としては、次の2通りの方法を計画しており、いずれかの方法で、物件毎に対策を講じます。

(1) 当該構造は、材料の組み合わせにより、複数の施工仕様が可能となりますので、

実際に採用されている施工仕様およびその性能基準（耐火性能、準耐火性能等）を調査し、実状に即した施工仕様と性能基準に対応した、新たな認定を取得するための手続きを進めているところです。この新たな認定に該当する建築物は、補修等の手を加えることなく、現状のまま建築基準法への適合を図ることができます。

- (2) 上記(1)の新たな認定には包含されない施工仕様につきましては、被覆材の増し張りやビスの増し打ち等の改修による新たな認定を取得するための試験の準備中です。上記(1)の新たな認定には包含されない仕様の壁を有する建築物については、被覆材の増し張り等による新たな認定に適合するような改修を行うことで、建築基準法への適合を図ります。

つきましては、当該建築物の建築基準法への適合性の確認と改修等の方法を決めるため、物件毎に施工仕様の詳細を正確に調査する必要がありますので、調査へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

6. 物件申告のお願い

繊維混入けい酸カルシウム板と石膏ボード以外にも、下地材、留め付け材料等もご確認の上、当該認定書記載の仕様通りの材料と方法により施工された物件がございましたら、お申し出下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

本件に関する問合せ先

どっちも耐火60E 問合せ窓口

電話番号 0120-034-077 (フリーダイヤル)

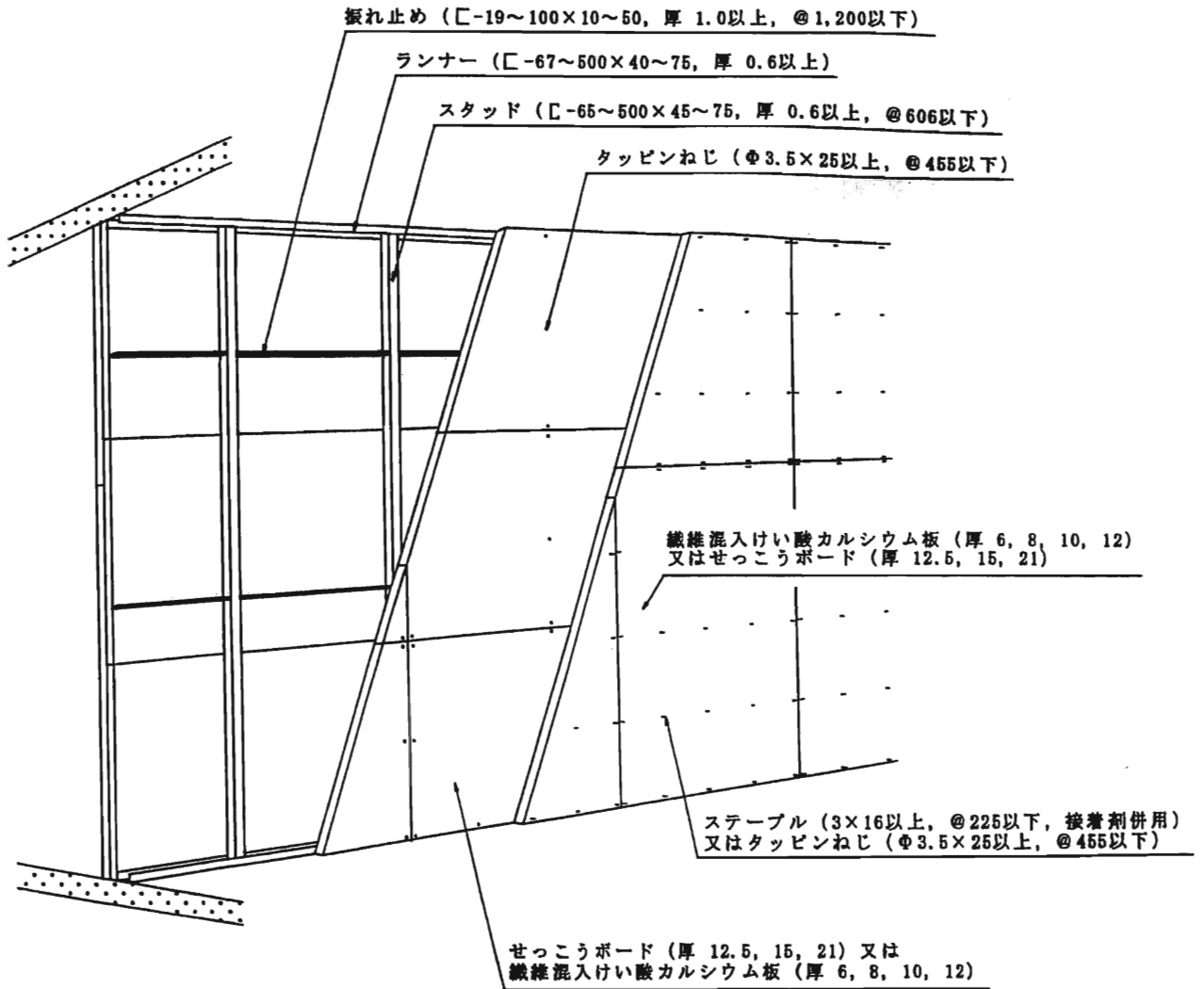
受付時間 午前9時30分～11時30分

午後1時～5時

(土日、祝祭日を除きます)

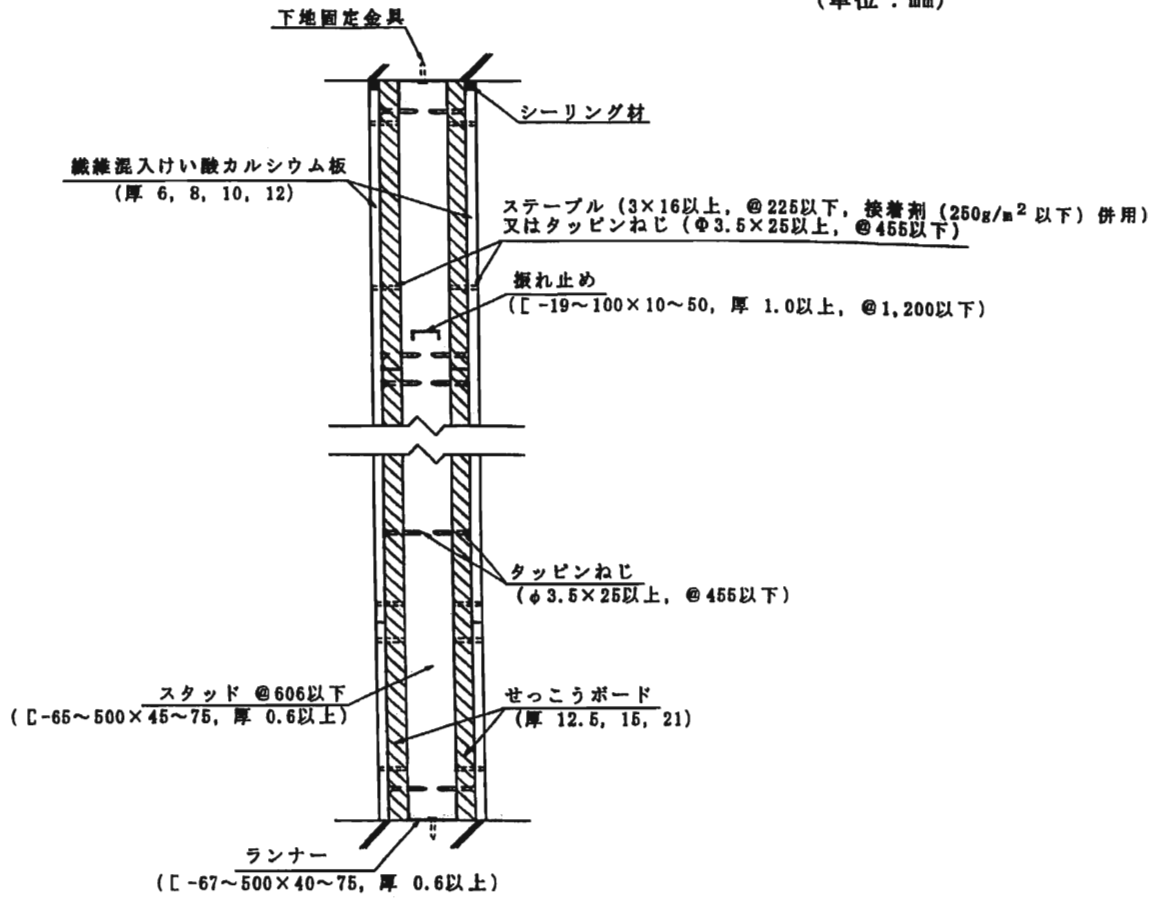
以上

(単位 : mm)

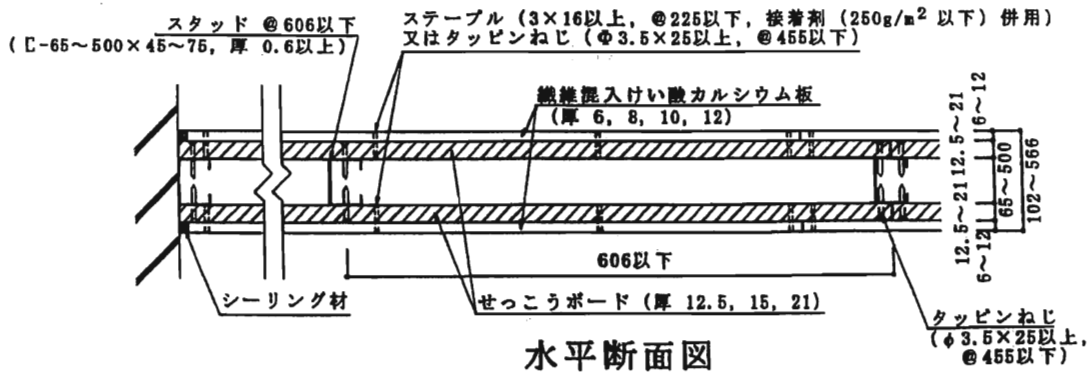


透 視 図

(単位：mm)

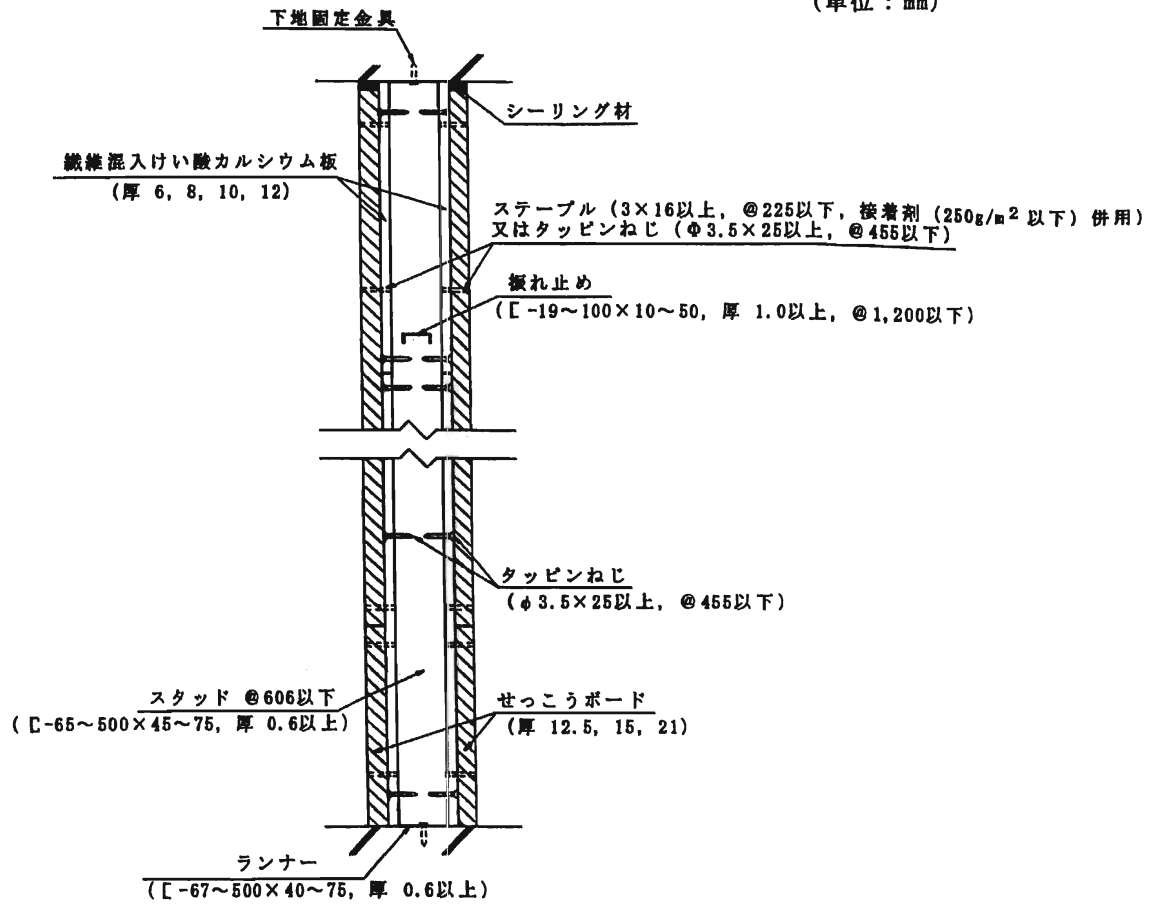


鉛直断面図

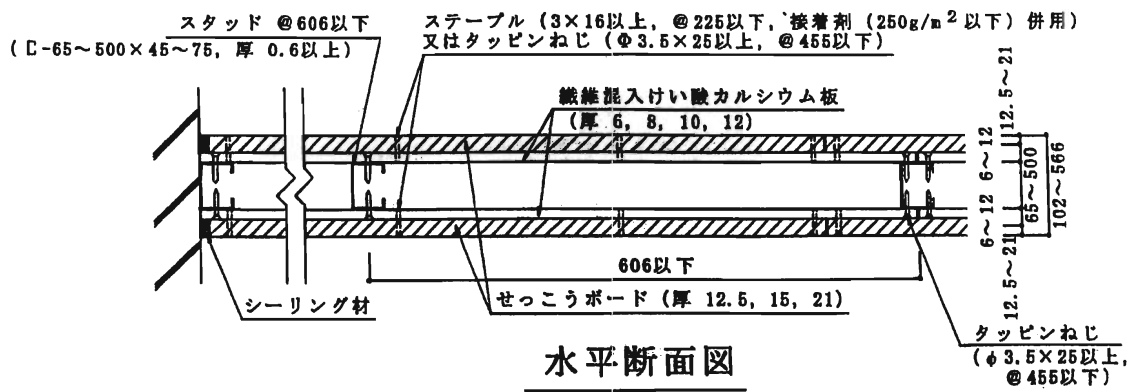


水平断面図

(単位：mm)



鉛直断面図



水平断面図